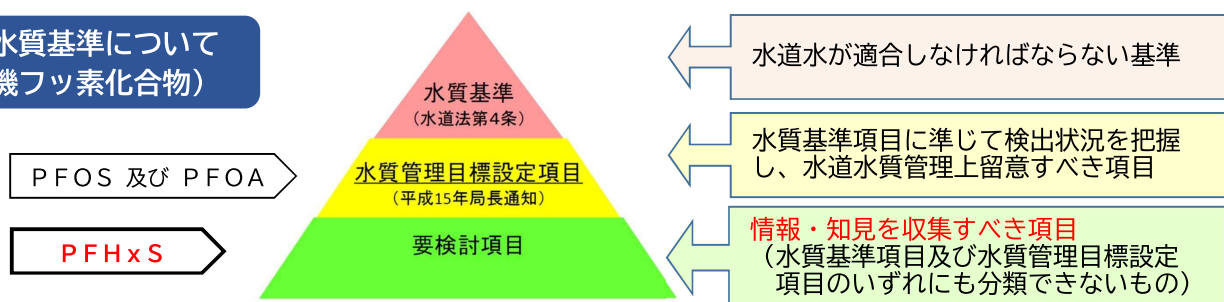


PFHxSの第一種特定化学物質への指定について

- PFHxS（ペルフルオロヘキサンスルホン酸）とその塩については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）第10回締約国会議において、同条約の附属書A（廃絶）に追加された。
- 主な用途としては、泡消火薬剤、金属メッキ、織物、洗浄剤等。なお、PFHxSとその塩は、化学物質審査規制法（化審法）では新規化学物質又は一般化学物質に相当し、製造・輸入実績はない。
- POPs条約の議論を踏まえ、国内措置を検討した結果、PFHxSとその塩については、化審法の第一種特定化学物質に指定されることとなった。化審法施行令の改正以降、**PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩の製造・輸入等、当該化学物質を含む製品の輸入が原則禁止となる。**

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）は、有害化学物質による人や動植物への悪影響を防止するため、国際的動向を踏まえて、新たに製造・輸入される化学物質について事前に人への有害性などについて審査するとともに、環境を経由して人の健康を損なう恐れがある化学物質の製造・輸入及び使用を規制する法律です。この法律に基づき PFOS は 2010 年に、PFOA は 2021 年に製造・輸入等を原則禁止しています。令和6年2月1日より、新たに PFHxS を第一種特定化学物質に指定し、規制するものです。

水道水質基準について (有機フッ素化合物)



○ 国際的な規制に関する動き等を踏まえて、令和3年4月1日から要検討項目に新規追加された。

有機フッ素化合物（PFOS/PFOA/PFHxS）の現況について（川合新田水系）

単位：ng/L

		令和5年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
川合新田水源	1号井 (停止中)	PFOS・PFOA合算値											100	
		PFHxS											80	
	2号井	PFOS・PFOA合算値	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	
		PFHxS								<2	<2	<2		
	3号井	PFOS・PFOA合算値	22	14	19	33	44	54	46	42	33	32		
		PFHxS								52	40	32		
	4号井 (停止中)	PFOS・PFOA合算値		44	43	99		120		94		80		
		PFHxS								95		80		
	5号井	PFOS・PFOA合算値	<2	<2	3	3	2	3	3	4	3	4		
		PFHxS								6	5	6		
	6号井	PFOS・PFOA合算値	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2		
		PFHxS								<2	<2	<2		
水源出口 混合水(2~6号)	PFOS・PFOA合算値	<2	3	4	4	9	8	7	8	6	6			
	PFHxS								10	7	6			
給水栓水	山新田地区	PFOS・PFOA合算値	4	2	3	3	9	11	8	7	7	8		
		PFHxS								9	8	8		
	寺尾地区	PFOS・PFOA合算値		<2		<2	<2	<2	2	4	5	6		
		PFHxS								5	5	4		
	川田地区	PFOS・PFOA合算値		<2		3	5	4	4	4	4	4		
		PFHxS								7	7	8		
定量下限値		長野市上下水道局 (2ng/L)												

注：混合水：川合新田水源から供給している水道水（2、3、5、6号井戸の混合水）